歴史文化博物館中期運営計画 概要

１　計画改訂の趣旨

歴史文化博物館では、博物館法第９条に基づき、５年ごとに中期運営計画を策定し、毎年度事業評価を実施して計画的な運営に努めてきたところであり、令和元年度に改訂した旧計画が令和５年３月末で終了したため、博物館協議会の意見を踏まえ、計画を改訂した。

２　計画の期間

令和６年度から令和 10 年度までの５年間

３　歴史文化博物館中期運営計画の概要

① 旧計画(令和元年度～令和５年度)期間中の成果

○ 学校との連携に係るコロナ流行期の学習機会の提供（県内学校の修学旅行等での学習プログラムや出前授業）

○ インターネットを活用した収蔵資料情報の発信（古地図や絵巻の高精細画像を閲覧できる「絵図・絵巻デジタルアーカイブ」、愛媛新聞連載中の「えひめ歴史文化モノ語り」のバックナンバーの公開）

○ スマートフォン等で視聴できる常設展音声ガイド「えひめ歴博ナビ」の制作

○ 施設の老朽化が進行している現状を踏まえ、「長寿命化計画」を策定し、修繕や設備更新を実施

利用実績	目標値（年平均）	R 元	R2	R3	R4	元～4 平均
年間利用者数（万人）	11.6	14.1	5.1	6.4	8.8	8.6

※　平均値は目標値の約 74%に止まるが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う臨時休館などの減少要因あり

② 旧運営期間中の課題を踏まえた現計画（令和６年度～令和 10 年度）の特徴

○ 学校教育との連携の充実（「小中学校のための歴博利用ガイド」作成を明記、「学習ノート」のホームページ掲載）

○ 情報発信・誘致活動の充実（デジタルアーカイブの推進、所蔵資料情報の発信を拡充等）

○ 観光関係団体や教育関係団体等との連携等、「地域との連携」を推進

○ 開館後 29 年を経過し、施設の老朽化が進行している現状を踏まえ、適切な維持管理及び計画的な修繕、展示室リニューアルに向けた方策等の検討・調査を記載

③ 運営計画期間中の年間利用者数目標

○ 入館者数　目標値（R６～10）　58 万人（年平均　11 万人）

○ 特別展観覧者数　目標値（R６～10）　18.5 万人

愛媛県歴史文化博物館第５次中期運営計画

Ⅰ　策定の趣旨

愛媛県歴史文化博物館は、愛媛県の歴史や民俗に関する資料を収集し、調査研究のうえ、展示等により紹介するとともに、さまざまな学習機会や情報を提供し、個性豊かな文化の創造に寄与することを目的として、平成６年 11 月に開館しました。

当館では、効果的・効率的な運営を図るため、平成 16 年度から５年ごとに「中期運営計画」を策定してきました。また、愛媛県の「公の施設のあり方の見直し」に伴い、平成 21 年度から指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活かして、より効率的な運営を図るとともに、指定管理者との協働による博物館活動の充実に努めてきました。

なお、平成 23 年 12 月に、文部科学省から「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」が告示され、博物館はその設置の目的を踏まえ、基本的運営方針を策定し、公表するよう努めることになっています。

第４次中期運営計画が令和５年度で終了し、令和６年度から新たな指定管理者の指定が始まることから、本計画は、第４次中期運営計画の成果や課題等を踏まえながら、次の５年間の基本的運営方針として策定するものです。

また、令和５年４月１日に施行された改正後の博物館法（以下「博物館法」という。）では、社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神に基づくことが定められたほか、博物館の事業として、収蔵資料のデジタルアーカイブ化や、他の博物館及び地域の多様な主体との連携による文化観光、その他地域の活力向上に寄与することが努力義務とされるなど、博物館の役割の多様化・高度化が求められており、本計画は、このような博物館を取り巻く環境の変化を踏まえて策定します。

Ⅱ　計画の期間と目標数値

１　計画の期間

本計画の期間は、令和６年度から令和 10 年度までの５年間とします。

２　目標数値

（１）入館者数

５年間の総入館者数の目標を 58 万人とします。

（２）研究成果発表数

５年間の原稿執筆件数、講師派遣件数の総数を研究成果発表数として、その総数の目標を 625 件とします。

（３）特別展の観覧者数

５年間の特別展観覧者数の目標を 18 万 5 千人とします。

（４）歴史文化講座の総受講者数

５年間の歴史文化講座の総受講者数の目標を 5,080 人とします。

（５）絵図・絵巻デジタルアーカイブのアクセス数

５年間の絵図・絵巻デジタルアーカイブのアクセス数の目標を 13,000 アクセスとします。

Ⅲ　実施事業と実施方針

愛媛県の歴史文化に関する中核拠点として、当館の設置目的を達成するために実施する事業と実施方針を次のとおりとします。

１　資料収集・整理・保存事業

県民共有の貴重な文化財である資料を後世に伝えるため、愛媛県の歴史文化に関する資料を中心に収集し、整理・保存のうえ、展示や調査研究をはじめ、特別利用や資料貸出しなどを通じて、館内外の諸活動への活用を図ります。

また、「愛媛県歴史文化博物館事業推進基金」の有効活用を図り、展示充実のための新たな資料収集や、既存収蔵資料の調査・修復など展示資料等の整備に努めます。

（１）資料収集

①　資料収集は、展示、調査研究、教育普及等の博物館活動の充実を図る観点から、バランスのとれた、幅広い分野の資料を継続的に収集します。

ただし、歴史、民俗、考古、文書において本県の特色を顕著に示すテ―マに関する資料及び四国遍路に関する資料については、その関連資料を含めて集中的な収集を図ります。

②　収集方法は、寄贈、寄託及び購入により行います。資料購入については、博物館活動に有効に活用でき、学術的意義のあるものを収集します。

③　県教育委員会所蔵の県内出土文化財についても、有効活用の観点から、毎年度資料借用を行い、展示や調査研究等に活用します。

（２）資料整理・保存

①　収集した資料は、性質に応じて、分類整理し、データベースに登録するとともに、整理の完了した資料については資料目録として発行し、調査研究・教育普及活動等に効果的に活用します。

②　収集資料の良好な状態を保持するため、総合的有害生物管理（ＩＰＭ）の考え方に基づき、日常的な温湿度・光量を管理して虫菌害の予防措置をとり、必要に応じて保存処理を施すとともに、くん蒸などの防除対策を講じます。

③　収蔵資料のうち、破損するなど状態が悪いものについては補修を施し、貴重な資料を永く後世に伝えます。

２　調査研究事業

調査研究は、博物館事業の根幹をなす収集・整理・保存と展示や教育普及等を結びつける重要な事業活動であることから、引き続き重点的に取り組みます。

（１）学芸員は、調査研究計画に基づき、その専門分野ごとに愛媛県の歴史や文化に関する意義のあるテ―マを設定し、継続的に研究を行います。

（２）収蔵資料の内容に関する学術的な調査研究のみに止まらず、収集・整理・保管・展示・教育普及等に関する技術的な研究も実施します。

また、県内外の研究者との交流を行いつつ、館外の関連資料も幅広く調査して、収蔵資料に関する調査研究成果や情報を積極的に県内外へ伝えます。

（３）調査研究の成果については、展示や各種講座、照会・相談等の博物館業務、学校をはじめとした館外の講演・講座への学芸員の講師としての派遣などを通じて広く県民に公開、還元するとともに、研究成果報告書（研究紀要）を発行し、県内外の施設及び研究機関・研究者等の利用に供します。

３　展示事業

展示事業は、館が保有する資料などを有効活用し、展示観覧者が歴史文化等への理解を深められるよう、わかりやすい魅力ある展示に努めます。

（１）常設展

常設展については、展示内容、展示手法を適宜見直し、部分的な展示替えも視野に入れてリピーターにも楽しめる内容となるよう努めます。

（２）新常設展「密●空と海」

平成 24 年度に開設した新常設展「密●空と海」は、愛媛県を中心とする四国産の和紙を使って空海の生涯を表現した総合芸術作品であり、普及ＰＲに努めます。なお、当展示は令和８年度末に作品借用の期限を迎えるため、終了後の展示室の活用方法を協議します。

（３）特別展・企画展

特別展・企画展については、学芸員の調査研究成果を発表する場でもあり、県民にとって魅力あるテ―マ、学術的意義のあるテ―マを設定します。

また、他機関とも連携し、県民にとって、時宜を得た興味を喚起するテ―マの巡回展も実施します。

展示内容について、図録の発行、展示解説や展示会に関連する説明会・講座の実施などにより、観覧者の理解を深めるよう努めるとともに、アンケ―ト調査を実施し、その満足度や展示へのニ―ズを分析して、今後の展示に反映させるようにします。

（４）テーマ展

収蔵資料を活用した手作り型の展示を随時実施し、常設展示の補完を図ります。

４　普及啓発事業

普及啓発事業は、常設展示などでは行き届かない分野についての学習機会を提供し、愛媛県の歴史や文化についての理解を深めてもらうよう努めます。

（１）こども歴史館

こども歴史館においては、児童・生徒が五感を使いながら伝統的な歴史文化に触れることのできる体験空間づくりに努めます。

（２）歴史文化講座・歴史講演会等

専門分野・特定分野における知識を深めてもらうため、歴史文化講座として、愛媛県の歴史文化に関する講座、参加体験活動を伴う講座を実施します。また、愛媛県の歴史文化に関する理解を増進するテーマの講演会・座談会・シンポジウム等を実施します。

（３）学校教育等との連携

①　学習指導要領で博物館の利用が位置づけられていることから、小中学校のための歴博利用ガイドを作成するなど、積極的な来館利用を働きかけます。

②　学校の先生を対象とした体験講座「教員のための博物館の日」を毎年開催し、博物館への理解を深めてもらい、授業や校外学習での当館の利用促進を図ります。

③　学校や社会教育施設の要望に応じて、出前講座・授業補助・資料や体験型学習キット「れきハコ」の貸出・職員研修を実施します。

④　来館する学校団体に対しては、要望に応じた学習プログラムを実施するとともに、当館オリジナルの「学習ノート」をホームページに掲載します。

（４）イベントの実施

歴史文化を体感できる体験イベントや、指定管理者による自主事業等、博物館の設置目的を達成するための県民に親しまれるイベントを開催します。特にこれまでの子ども向けのイベントや講座に加え、親子で楽しめるイベントを積極的に実施し、子どもたちの学びと体験の場の設定や子育て支援に努めます。

５　県民参加の促進

（１）情報の提供

博物館法第 10 条の規定に基づき、博物館の事業に関する県民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの方々との連携及び協力の推進に資するため、当館の運営の状況に関する情報を積極的に提供します。

（２）博物館友の会活動

「博物館友の会」は、当館を積極的に利用して、愛媛県の歴史や民俗に親しむとともに、会員相互の親睦を深めることを目的に組織された団体であり、同会の活動を積極的に支援します。

（３）博物館ボランティアの推進

地域住民の博物館活動への参画と来館者サービスの向上を目的に、展示解説ボランティアや図書・資料整理ボランティア、普及啓発事業ボランティア等の活動を推進します。

（４）博物館実習・職場体験・インターンシップの受入れ等

博物館実習、職場体験、インターンシップ等については、要望に応じて受け入れを行います。

（５）博物館協議会委員の一般公募

博物館長の諮問に対し意見を述べる博物館協議会の委員について、一般県民から公募を行い、県民の意見を反映した博物館の運営に努めます。

（６）ボランティアによる展示解説を実施するとともに、観覧者の理解を深める支援方法を検討します。

６　生涯学習の促進及び援助

社会教育機関として、生涯学習センター等と連携を図りながら、県民の生涯学習活動を支援するため、次の事業を実施します。

（１）図書室の運営
　引き続き愛媛県の歴史文化をはじめとする様々な図書等を無料で閲覧に供するとともに、周辺市町の図書館等の整備状況を踏まえたうえで、今後の在り方について検討していきます。
（２）生涯学習講座（コミュニティ・カレッジ）の開催支援
　愛媛県生涯学習センターが企画するコミュニティ・カレッジについて、会場を提供するなど、その支援に努めます。
（３）学芸員による相談
　県民の歴史に関する学習活動に資するため、学芸員が相談に応じます。
７　施設の提供
（１）研修室等の利用促進
　研修室、多目的ホールなど、利用人数や目的に応じた施設の貸出しを行っており、引き続き県民の利用促進を図ります。
（２）エントランスホールの活用
　エントランスホールについては、利用者の交流の場として積極的に活用を図ります。
（３）ユニークベニューへの対応
　本県のユニークベニュー対象施設の一つとして、利用希望者からの要望に適切に対応します。

Ⅳ　情報発信・誘致活動
当館の様々な活動を広く県内外に周知するため、次のとおり情報発信・誘致活動の充実強化を行います。
１　ソーシャルメディア（ＳＮＳ）の活用
　当館の担っている役割が波及し施設利用促進への効果を高めることを目的に、積極的にソーシャルメディアを活用します。また、ソーシャルメディアを媒体に県博物館協議会との連携を図り、県内博物館との情報発信ネットワークの構築に努めます。
２　当館ホームページの充実
　当館ホームページの内容を次のとおり一層充実させることで、歴史、民俗、考古の情報に関心を持った人たちの情報収集の場とし、それに付随して当館の魅力発信及びイメージアップを図ります。
（１）展示内容や各種イベント情報等を速報的かつ継続的に掲載し、県内外に広く情報発信します。
（２）資料収集の呼びかけや寄贈・寄託申請様式の配布を実施し、資料受け入れの周知を図ります。
（３）調査研究や資料整理等の成果を公開し、県内外の施設及び研究機関・研究者等の利用に供します。
（４）「学習ノート」を配布し、学校団体等に対して積極的な来館利用を図ります。
（５）「学芸員ブログ」は折々の博物館活動を紹介するとともに、当館収蔵品に関する豊富な情報が蓄積されており、引き続き多角的な情報の提供に努めます。
（６）博物館活動に関する動画を作成し、ホームページ上で公開することを検討します。
３　デジタルアーカイブの推進
　デジタル技術を活用した収蔵資料のデジタルアーカイブ化とその公開、インターネットを通じた収蔵資料の情報発信に努めます。
（１）当館が収蔵する古地図や絵巻の高詳細画像をインターネット上で閲覧できる「絵図・絵巻デジタルアーカイブ」への登載拡充に努めます。
（２）当館収蔵品の情報を積極的に発信するため、文化庁が運営する我が国の文化遺産についてのポータルサイト「文化遺産オンライン」への情報掲載及び拡充を進めるなど、当館収蔵資料のデジタルアーカイブ化に努めます。
（３）当館が収蔵する逸品を学芸員が選出し、最新の研究成果や現場ならではの「こぼれ話」を交えながらわかりやすく紹介する「えひめ歴史文化モノ語り」（愛媛

新聞に毎月２回連載中）について、当館ホームページ上での情報発信に努めます。

４　広報活動の展開

当館の存在や諸活動を広く県内外へ周知するため、『歴博だより』やチラシ・ポスター等を作成し、より有効かつ効果的に配布します。また、報道機関に対しては効果的に情報提供を行い、記事や放送番組に取り上げてもらえるよう努めます。

５　誘致活動

修学旅行など団体による博物館利用を促進する誘致活動に努めます。

Ⅴ　県民・利用者サービス向上のために行う事項

県民・利用者サービス等の向上のため、次の事項を実施します。

１　事業評価の実施

博物館法第９条の規定に基づき、当館の展示及び各種事業の効果について、従来の利用者数、アンケート調査の分析に加え、研究成果発表数、資料の収集件数など評価指標を複数設定して、これらに基づく事業評価を順次実施するほか、中期計画の進捗状況については、毎年度、博物館協議会へ報告、意見を求め、業務運営の改善を図ります。

２　電子メールの受付

ホームページ上に電子メール欄を設け、博物館に関する問合せや意見、各種事業への参加の申し込みを受け付け、利便性の向上を図ります。

３　開館日・開館時間の弾力化

来館者のニーズに応じ、開館日、開館時間を柔軟に設定します。

４　博物館資料の利用

所蔵資料目録の整備やデジタル化を更に進め、博物館資料や研究成果等について、利用が促進されるような環境の整備に努めます。

５　講師派遣の充実

学校、団体等の要請による職員の講師派遣については今後とも積極的に対応します。

６　障がい者・外国人等に対する配慮

ユニバーサル・デザインを考慮し、快適な施設を提供できるよう改善に努めます。

（１）障がい者、高齢者等の利用に配慮した動線、表示、展示方法の改善などに努めます。

（２）高齢者や子どもが展示内容を理解できるよう、解説パネルの文字の大きさやふりがな等に配慮します。

（３）障がい者や外国人が博物館を利用しやすいよう、外国語パンフレットを作成するとともに、視覚障がい者のための日本語読み上げ、聴覚障がい者のためのスマートフォンへのテキスト表示、外国人のための外国語による音声ガイドサービスの提供、Wi-Fi 環境等の整備を図ります。

（４）乳幼児と保護者が円滑に博物館を利用できるよう、引き続きベビーカーの貸出、授乳室・おむつ交換台等の環境整備に努めます。

７　危機管理

来館者の安全及び施設収蔵資料の保全を図るため、安全管理マニュアルを作成して事故の予防保全に努めるとともに、消防・防犯・救命訓練等を実施します。

８　個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律の規定により、個人情報を適正に取り扱います。

Ⅵ　地域との連携

愛媛県の歴史文化に関する調査研究、資料保存等の基幹となる施設として、また南予地方の生涯学習の推進の拠点施設として、地域の様々な団体や機関等との交流・連携をはかり、ネットワークを構築します。

１　県内外の博物館等との交流・連携

県内の博物館・資料館をはじめ、大学・社会教育機関・関係団体等との交流・連

携を進めるとともに、県外の博物館との情報交換や共同企画等の実施を検討する等、広域連携を図ります。

２　共催展の実施

収蔵資料の有効活用、県内全域における観覧機会の拡充という観点から、市町等からの要望に基づき、県内の社会教育施設等と共催するミニ展示を通常の博物館活動に支障のない範囲で協力、実施します。

３　博物館附属設備の提供

市町・団体等の依頼に応じ、撮影・くん蒸・保存処理等の博物館附属設備の利用機会を提供し、愛媛県内の各種歴史資料の保護・継承・活用に貢献します。

４　専門的事項に関する助言・協力

国及び地方公共団体等、関係機関からの依頼に応じ、委員会への委員としての参画、調査の協力等を通じ、専門的事項に関する助言・協力を行います。

５　各種行政施策と連携した事業の実施

県政推進の観点から、愛媛県及び愛媛県教育委員会の各種行政施策と連携した事業の実施に努めます。

６　地域振興への貢献

これまでの博物館機能に加えて、市町や地域の関係団体等と連携し、魅力ある施設として地域の観光振興等に貢献するよう努めます。また、文化資源の観覧や、文化資源に関する体験活動等を通じて、文化について理解を深めることを目的とする観光（文化観光）の促進を図るため、観光関係団体や教育関係団体等との連携強化に努めます。

７　NPO 等との共催事業

NPO 等との協働を促進するため、NPO 等から博物館との共催事業の実施に係る申し出があったときは、事業の実施の支援に努めます。

８　災害時の歴史資料等レスキュー活動の支援

大規模災害時には、地域の文化遺産である歴史資料等のレスキュー活動を支援します。また、平時より、歴史資料等のレスキュー活動を担うボランティア等の人材育成や、被災した歴史資料等を一時避難させる保管場所の確保に努めます。

Ⅶ 管理運営に関する事項

１　組織･人材

（１）県と指定管理者の連携を密にして情報共有を図るなど、効率的な組織運営に努めます。

（２）職員の適正な配置に努めるとともに、関係施設間での交流を促進します。

（３）各種専門研修等を通じ、職員一人一人が職責を果たすために必要な能力や資質の向上に努めます。

２　環境負荷の逓減

環境負荷の逓減を目指し、光熱水費等の使用状況等を常時把握して節減に努めるとともに、施設の修繕や改修等を行う際は、ＬＥＤの導入など、よりエネルギー消費の少ない方法を積極的に採用します。また、展示物品の再利用や廃棄物の分別収集を徹底するなどリサイクルを推進します。

３　人口減少下における管理運営

人口減少社会を迎え、当館の管理運営においても影響が懸念されるところであるが、取り巻く社会状況等を考慮しながら当館の充実に努めていきます。

４　博物館登録

令和 10 年度末までに、博物館法第 11 条の規定に基づく登録を受けることとします。(博物館法改正附則第２条第４項に基づき、同法施行後５年間は、同法第 11 条の登録を受けたものとみなされている。)

５　魅力ある博物館に向けた取組

開館後 29 年を経過し、施設の老朽化が進行している現状を踏まえ、適切な維持管理及び計画的な修繕に取り組みます。

また、展示設備や映像ソフトの老朽化・旧式化などに加え、展示ケースの制約による柔軟な展示替えの困難化などの課題が生じており、展示室のリニューアル

に向けた検討の必要性が増しています。検討に当たっては、改めて本県の博物館の在り方を見直し、魅力ある博物館として、今後あるべき姿とそれを実現するための方策等の検討・調査を行ったうえで進めます。

なお、文化財を次世代に引き継ぎ将来の継続的な活用に備え、収蔵庫の今後の在り方についても検討します。

6　計画の変更等

本計画は、策定時点における諸事情に大きな変動がないことを前提条件として策定したものであり、県の予算や財政計画、組織再編などに伴い、財源や人員等に著しい変更が生じた場合や、大規模な自然災害又は感染症流行等に伴い、社会経済活動に顕著な影響が生じた場合は、計画期間中にもかかわらず、必要に応じて見直すものとします。